

Ⅲ 地域保健課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人老人保健事業、一人一人に応じた健康支援事業、総合的な自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、歯科保健事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業、市町村支援、民生委員・児童委員指導事務、児童福祉事務、母子福祉事務、高齢者福祉事務、配偶者暴力相談事業、戦傷病者の援護事務、福祉関係団体育成指導を主要業務としている。

住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを推進するため所内各課と協力し、管内市町及び関係機関と連携をとりながら事業を推進した。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健福祉課・健康生活支援課に所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。また、管内の保健師活動の充実や関係機関との連携を図るために各種研修会を開催している。

(1) 管内概況

管内市町の保健師就業数は保健所 7 人、市町 34 人で、保健衛生関係に従事する者 16 人、福祉 6 人、介護保険 7 人、その他国保 5 人となっている。

表 1 - (1) 管内保健師就業状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成 30 年度	39	9	17	2	6	5
令和元年度	40	8	19	2	7	4
令和 2 年度	41	7	16	6	7	5
香取市	17	—	7	5	2	3
神崎町	4	—	3	—	1	—
多古町	6	—	2	1	2	1
東庄町	7	—	4	—	2	1

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、支援の必要な事例に対する相談や家庭訪問を実施している。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症業務が集中したことから、電話等による感染症の保健指導件数が増加している。また、所内及び管内の保健師の資質向上のための研修を実施している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和3年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接	電話	メール		
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		48	62	155	182	9153	43	199 (2)
感染症		28	39	0	0	3062	6	67
結核		4	4	17	33	59	5	0
精神障害		0	0	0	0	0	0	2
長期療養児		4	7	16	20	81	0	84(2)
難病		12	12	98	105	171	0	40
生活習慣病		0	0	0	0	0	0	0
その他の疾病		0	0	22	22	0	0	0
妊産婦		0	0	0	0	0	0	0
低出生体重児 (未熟児)		0	0	0	0	0	0	0
乳幼児		0	0	2	2	0	0	6
その他		0	0	0	0	5780	32	0
訪問延世帯数		48	62					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
書面開催	1 令和元年度保健師活動状況 2 令和2年度活動計画	・各市町の保健師活動状況及び計画の情報共有	
令和2年 7月1日	・災害対策	1 講演 「災害発生時における新型コロナウイルス感染症等、感染予防対策について」 講師：香取保健所長 井元浩平 2 グループワーク 3 その他・事務連絡等	23
令和2年 12月11日	・高齢者フレイル予防	1 講演 「明日からできる 高齢者フレイル予防」 講師：国際医療福祉大学成田病院 糖尿病・代謝・内分泌内科部長 竹本 稔氏	20

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 6月24日	・今年度事業について ・業務研究について ・災害対策について	7
7月10日	・業務研究集録について	6
9月10日	・業務研究集録について ・災害対策について	6
10月8日	・業務研究集録について	8
11月13日	・業務研究集録について ・事例検討	8
12月16日	・業務研究集録について	7
令和3年 3月12日	・令和2年度保健事業の評価と次年度計画について	8

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
実施なし	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止	

エ その他

管内保健師の現任教育の推進のための各種会議・交流会・研修会を実施した。

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 8月31日	令和2年度管内保健師(中堅期・管理期)連絡会議 1 管内市町における災害対策の進捗状況について 2 グループワーク テーマ「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対策について」	11
12月23日	令和2年度新任期保健師研修会(香取・海匝・山武保健所合同) 1 グループワーク テーマ「個別支援ケースに対する事例検討の実践について」 2 情報交換会	28
令和3年 2月26日	令和2年度新任期保健従事者交流会・勉強会 1 講演「地域をつなぐ行政保健師の役割について」 講師：香取保健所長 井元 浩平 2 グループワーク 令和2年度の研修結果及び次年度の目標について	14

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和2年 12月4日	研修会のテーマ「新型コロナウイルス感染症の感染予防対策」 —外来看護を中心に— 講演1)「新型コロナウイルス感染症の考え方」 講師：千葉県香取保健所長 井元 浩平 講演2)「コロナ禍での感染対策のポイント」 講師：千葉県立佐原病院 感染管理認定看護師 石渡 麻衣子 病院・診療所・訪問看護ステーションを対象に開催	40

2 母子保健事業

新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、感染症対応業務が優先となり、母子保健事業も縮小や中止せざるを得ない状況であった。

母子保健推進協議会は未開催とし、管内母子保健担当者会議を開催するとともに、母子保健従事者の研修会を実施し母子保健に係る情報の共有と知識の啓発普及を図った。

長期療養児・特定不妊治療実施者に対し、相談・医療給付事業等とおし、必要な支援を行った。

思春期保健対策として、学校と連携し児童生徒に対し講演会を実施するとともに、管内の関係者への研修会及び検討会を開催した。

(1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健、医療、福祉施策を推進するために、管内市町、医療、福祉、母子保健関係者等の代表から構成される協議会を設置し、母子保健計画の実施に関することや、母子保健の情報収集、分析等、その他必要な事項に関し協議をする場である。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、未開催となった。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
実施なし		

(2) 母子保健従事者研修会

母子保健従事者研修会は、従来行っていた「母子保健推進員研修会」、「新生児妊産婦訪問従事者研修会」、「乳幼児救急法研修会」を集約し、管内の母子保健の実情に合わせて研修会を開催するものとし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け管内の母子保健の課題に合わせ、市町村保健師等、母子保健事業従事者が必要な知識を身につけるための研修会を年1回実施した。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和2年度 香取保健所管内 母子保健従事者 研修会	令和2年 8月27日	62名 保健師 助産師 推進員等	講演 母子保健活動時に心掛けたい感染症対策 ～新型コロナウイルス感染症を中心に～ 講師:香取保健所長 井元浩平

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内母子保健担当者会議を開催し、管内の母子保健の課題の共有や情報交換を行い、母子保健施策の向上に繋げている。

表2- (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和2年 7月13日	11名 保健師	(1) 管内における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について ・子育て世代包括支援センターの設置状況について ・産後ケア事業について (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる母子保健活動について

(4) 人工妊娠中絶届出

届出妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数（管外分も含む）を集計した。

表2- (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 30 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 24	25 歳 29	30 歳 34	35 歳 39	40 歳 44	45 歳 49	50 歳 以上	不 詳
総 数	8	6	3	—	1	2	—	—	—	—	—	—
満7週以前	5	6	3	—	1	2	—	—	—	—	—	—
満8週～満11週	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満12週～満15週	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満16週～満19週	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満20週～満21週	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精、男性不妊治療（精子を精巣上体から採取する手術）について、治療に要する費用の一部を助成している。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
平成30年度	35	61	5	34	－(－)	22
令和元年度	39	56	7	33	－(－)	16
令和2年度	48	84	12	35	0 (1)	37
香取市	33	61	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 () 内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
神崎町	4	5				
多古町	6	7				
東庄町	5	11				

(6) 不妊・不育相談事業

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日から「小児慢性特定疾患医療費助成制度」が新制度「小児慢性特定疾病医療支援事業」に移行された。令和元年7月1日現在16疾患群(762疾病)がその対象として国に認定されている。

表2-(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況(各年度3月31日現在)

(単位:件)

疾患名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	香取市	神崎町	多古町	東庄町
総数	77	71	76	63	2	2	9
1 悪性新生物	9	8	9	9	-	-	-
2 慢性腎疾患	2	2	3	2	1	-	-
3 慢性呼吸器疾患	2	1	4	2	1	-	1
4 慢性心疾患	22	19	19	15	-	-	4
5 内分泌疾患	19	17	15	13	-	1	1
6 膠原病	3	3	2	1	-	-	1
7 糖尿病	7	6	6	5	-	-	1
8 先天性代謝異常	2	1	2	1	-	-	1
9 血液疾患	3	4	5	5	-	-	-
10 免疫疾患	1	2	2	2	-	-	-
11 神経・筋疾患	3	3	3	2	-	1	-
12 慢性消化器疾患	1	2	2	2	-	-	-
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	3	4	4	-	-	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

訪問相談員が不在となったため訪問相談員派遣事業は実施できなかった。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(8)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
— (実施なし)	—	—	—

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(8)-イ 療育相談指導内容 (単位：人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 者 数 (延)	1	1 (3)	0
家 庭 看 護 指 導	1	1	-
食 事 ・ 栄 養 指 導	-	-	-
歯 科 保 健 指 導	-	-	-
福 祉 制 度 の 紹 介	-	1	-
精 神 的 支 援	-	-	-
学 校 と の 連 絡	-	1	-
家 族 会 等 の 紹 介	-	-	-
そ の 他	-	-	-

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(8)-ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾 患 名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数	10	r6	7
慢性呼吸器疾患	1	r0	2
慢性心疾患	3	2	0
先天性代謝異常	2	0	0
神経・筋疾患	1	0	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	4	4
慢性消化器疾患	0	0	1

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談者数(延)	103	73	20
申請等	70	30	7
医療	8	12	7
家庭看護	19	16	3
福祉制度	1	3	0
就労	0	0	0
就学	1	8	1
食事・栄養	1	0	0
歯科	0	0	0
その他	3	4	2

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人数	回数	実人員	延人員
平成30年度	1	6	3	6
令和元年度	1	1	1	1
令和2年度	0	0	0	0

(9) 療育の給付制度

療育医療は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付及び学用品、日用品の給付を行うもので、令和2年度の申請者はいなかった。

(10) 思春期保健相談事業

管内の思春期にある者の健全な育ちや、生命と性に関する理解及び自律した行動がとれるようになることを目的とし、児童生徒への教育のみならず、保護者や関係者の意識を高め、思春期保健体制づくりを実施した。

表2- (10) -ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
学校と地域における思春期教育のあり方検討会	令和2年 9月14日	33 管内小中高等学校 養護教諭及び教員、教育委員会担当、市町保健師	各学校の児童・生徒の思春期保健教育のあり方について情報共有及び意見交換 ※関係者向け思春期講演会と同日開催

表2- (10) -イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
児童・生徒を対象とした健康教育	令和2年 10月1日	86 千葉県立 多古高等学校 1年生	「性感染症の予防について～性感染症に関する正しい知識、自分も相手も大切にすること～」 講師：かとり助産院 院長 齋藤 葉子氏
関係者向け 思春期講演会	令和2年 9月14日	33 管内小中高等学校 養護教諭及び教員、 教育委員会担当、 市町保健師	新型コロナウイルスと子どものころ 「新型コロナウイルス感染症の渦中で支援を必要としている子どもと親について」 講師：国際医療福祉大学 成田病院 精神科 児童思春期担当 医師 細田 豊氏

表2- (10) -ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
実施なし				

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた者について一時金（一律320万円）を支給する。
申請が1件あり審査結果は翌年に繰り越されている。

表2－(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

年度	区分	請求受付件数	相談件数（延べ）		
			電話等相談	来所相談	計
令和元年度		0	0	0	0
令和2年度		1	8	1	9

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(12) その他会議や連絡会等

名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
第1回 管内母子保健 担当者会議	令和2年 7月13日	1名 保健師	(1) 管内における妊娠期から子育て期にわたる 切れ目ない支援について (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる 母子保健活動について

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設4施設・訪問看護ステーション8施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

ア 介護老人保健施設実地指導

令和2年度より所管課が医療整備課から高齢者福祉課に変更され、国の通知により確認事項の標準化及び事業所の負担軽減のため、各健康福祉センター専門職が協力し行っていたが、監査指導課職員のみでの実施となった。

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。海匠保健所と輪番で実施している。

表3－(2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和2年 10月23日	30名	講演「肺がんの予防・早期発見のために～肺がん 検診と禁煙のポイント～」 講師：ちば県民保健予防財団 鈴木 公典 医師

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実させることを目的に健康相談を実施した。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層における男女を対象とし、保健所の保健師等が電話相談に応じている。

表4－(1) 健康相談実施状況(電話)

(単位：件)

年度	区分	男	女	総数
平成30年度		－	24	24
令和元年度		2	10	12
令和2年度		－	2	2

5 総合的な自殺対策推進事業

平成26年度より当所で開始したうつ病当事者のミーティングは、平成30年4月より自助グループとして民間事業所に会場を移し開催されており、当所としては運営をフォローしている。

地域・職域連携推進事業と連携し、労働者を対象としたメンタルヘルスの講話を行った。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5- (1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

(2) その他の会議等

表5- (2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
うつの集い in かつり	9月17日	4名(当事者、PSW等)	ミーティング運営支援
〃	10月14日	3名(当事者、PSW等)	〃

(3) その他の事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による自殺対策のため、精神保健福祉相談に関するPR動画を作成し、香取合同庁舎1階ロビーにて放映した。
- ・地域・職域連携推進事業と連携し、令和2年度全国労働衛生週間説明会にて、「うつ、アルコールについて。」の講話を、第50回年末年始無災害運動説明会にて、「自殺のサインについて。」の講話を、それぞれ行った。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健や職域保健が連携し生涯を通じた継続的な健康づくりの取組を推進していくため、平成 25 年度からの 10 年計画を策定し、「働きざかりの心とからだの健康づくり（地域と職域の生活習慣病予防）」をテーマとして、「運動習慣づくり」・「食生活改善」・「メンタルヘルス対策」の 3 本柱に平成 30 年度からは「たばこ対策」を加えて事業を展開している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、協議会や作業部会は書面開催とした。

共同事業については、希望のある事業所に対して出前講座、工業団地連絡会への参加を計画的に実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。

表 6 - (1) 香取地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年3月	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業計画について

表 6 - (2) 香取地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年2月	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度事業の進捗について ・本事業（運動習慣づくり、食生活改善、メンタルヘルス対策、たばこ対策）の進め方について

表 6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和2年8月25日	労働基準協会主催の説明会等での情報提供 1 回目 講話「働きざかりの心の健康」、「新型コロナウイルスの感染予防について」
令和2年11月26日	労働基準協会主催の説明会等での情報提供 2 回目 講話「自殺サインの気づきのポイント」
通年	1 啓発活動（既存パンフレットの配布等）合計配布数 6918 部 2 啓発物の作成 (1) パンフレット「心の扉ー心の相談窓口案内ー」 (2) 啓発グッズを活用したメンタルヘルスケアに関するモデル事業

7 栄養改善事業

地域住民の健康増進・食生活改善及び療養生活におけるQOLの向上を図るため研修会等の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から多くを中止とし、普及啓発を図りたい内容については対象を少人数としたり、郵送等による情報提供に努めた。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

千葉県及び香取地域の健康課題改善を推進するため、「減塩」や「野菜摂取量の増加」を意識して情報提供を行った。

食品表示基準については、栄養成分表示に関する相談及び指導を積極的に実施した。また、巡回調査を行い、個人事業者を中心に適切な表示の実施状況の確認に努めた。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別栄養指導	訪問による栄養指導		病態別運動指導					病態別栄養指導		病態別運動指導			
実施数	妊産婦															
	乳幼児	1														
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1	1												23	
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)															

ア 病態別個別指導

表7-(1)-ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	—	1	—	—	—	—
病態別運動指導	—	—	—	—	—	—

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7-(1)-イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
—	—	—	—	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7-(1)-ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地区活動に関する 研修会 〔管内食生活改善 協議会解散式〕	令和2年 9月18日	管内市町の食生活改善を目的とする団体の代表者及び担当職員	7	(1)講演「新しい生活様式下での地区活動について」 講師 千葉県香取健康福祉センター センター長 井元 浩平 (2)情報交換会 「今年度の活動について」

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表7-(1)-エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
—	—	※ 新型コロナウイルス感染症対応等の観点から国民健康・栄養調査は中止、県民健康・栄養調査は令和3年度に延期

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	57	89	1	1	巡回調査
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		6	8	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	-	4	400	道の駅での ポスター掲示・ リーフレット配布	
	特定保健用食品	-	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	-	
	機能性表示食品	-	-	-	-	
	その他 ※	-	-	-	-	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		8	-	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	

() 内は、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	- (-)	- (-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		1	3
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数

(単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	-	-	-

(2) 給食施設指導

安全で適切な給食が提供されるよう、関係職員とともに栄養管理及び食品・環境衛生管理について対象を絞り込んで個別巡回指導を実施した。また、電話等による個別相談や指導を積極的に行った。

集団指導はほぼ中止としたが、衛生管理の徹底や栄養管理に関する情報の普及啓発を進めるため、少人数開催の会議等で講話を行ったり、書面による情報提供の実施に努めた。

給食施設状況

表7－(2) 給食施設状況

(単位：件)

施設 総数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士 どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理 栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師の いない 施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	管理 栄養士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	調 理 師 数			
72	12	13	18	24	31	19	18	23	—	—	66	214	6	70	41

ア 給食施設指導状況

表7－(2)－ア 給食施設指導状況

(単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食 以上又は 1日750食 以上	1回100食 以上又は 1日250食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	9	1	4	4
		その他指導施設数	115	15	51	49
	喫食者への栄養・運動指導延人員		—	—	—	—
集団指導	給食管理指導	回 数	—	5	5	5
		延 施 設 数	165	15	84	66
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	—	—	—	—
		延 人 員	—	—	—	—

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	72	9	12	1	18			19	4	23	4
指定 施設 ①	計										
	学校										
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定 施設① を除 く) ②	計	7	1	3	1	3		1			
	学校	5	1	2	1	2		1			
	病院	1				1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	1		1							
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
100食 /回, 250食 /日 以上 (① 、② を除 く)	計	36	4	6		13		8	2	9	2
	学校	1		1							
	病院	5		1		4					
	介護老人保健施設	4		2		2					
	介護医療院										
	老人福祉施設	7				6		1			
	児童福祉施設	13	4	1				5	2	7	2
	社会福祉施設	3		1		1		1			
	事業所	3						1		2	
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他											
その 他の 給食 施設	計	29	4	3		2		10	2	14	2
	学校										
	病院	2				2					
	介護老人保健施設										
	介護医療院	2						1		1	
	老人福祉施設	5		1				3		1	
	児童福祉施設	13	3					1	1	12	2
	社会福祉施設	4	1	1				3	1		
	事業所	2						2			
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
一般給食センター											
その他	1		1								

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	8	7	32
指導数	8	7	31

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設衛生講習会	—	特定給食施設等管理者及び従事者	—	郵送による情報提供 ・食品衛生のしおり（令和2年度版）
給食施設栄養管理研修会	—	特定給食施設等管理者及び従事者	—	郵送による情報提供 ・日本人の食事摂取基準(2020年版)の策定について ・給食施設関係届出様式の改訂について
千葉県保育協議会 香取支会 給食委員会	令和2年 8月7日	香取支会 給食委員	9名	情報提供「日本人の食事摂取基準 (2020年版)について」
香取保健所 管内栄養士会 研修会	令和2年 8月27日	管内栄養士会 員で栄養業務 経験が概ね1～ 3年の者	11名	講演「給食施設における栄養管理の進め方」

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和2年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
—	—	—	51（内取消14）	37

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	—	—	—	—	—	—	—
集団指導	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
香取保健所管内 栄養士会	会員数 53	研修会 総会 役員会	研修会への支援 ・講演「給食施設における栄養管理の 進め方」 会の運営への助言（役員会）	11
香取保健所管内 調理師会	会員数 115	調理師 講習会	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止 の観点から講習会は中止	—
千葉県保育協議会 香取支会 給食委員会	施設数 27	研修会 講習会 委員会	研修会への支援 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止 の観点から研修会・講習会は中止 会の運営への助言（委員会） ・情報提供「日本人の食事摂取基準 (2020年版)について」	9

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
—	—	—	—	—

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
香取保健所管内 行政栄養士業務研究会	2	14	(1) 母子栄養の改善に向けて —事業に活用できるレシピの作成— ・簡単にできる 幼児向けレシピの作成 ・調理実習（試作・試食，写真及び動画撮影） ・レシピの内容検討 (2) 災害時の栄養・食生活支援 ・EMIS から得る情報把握及び入力訓練 ※第3回研究会は、新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から中止

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況

(単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成30年度	14	8	57.1	20	5	10
令和元年度	19	10	52.6	17	6	11
令和2年度	9	5	55.6	16	6	8

(7) その他(各保健所の独自事業)

表7-(7) 各保健所の独自事業

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
学生実習	1	2	健康づくり・栄養改善事業について

8 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられている。法律に基づく入院事務等の業務と併せ、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

管内には精神科病院が1か所しかないこともあり、管内病院への入院患者は、全体の3割程度にとどまっている。

表8－(1)－ア 管内病床数・入院患者の状況（令和2年6月30日現在）

(単位:件)

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 県 内 病 院 患 者 へ の 数	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先(再掲)					
							圏内の病院への 入院患者数				圏外の病院 への入院患 者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成30年度	108,397	1	180	16.6	328	30.3	107	32.6	44	13.4	177	54.0
令和元年度	106,663	1	180	16.9	332	31.1	109	32.8	40	12.0	183	55.1
令和2年度	104,838	1	180	17.2	316	30.1	105	33.2	35	11.1	176	55.7
香取市	72,040	1	180	25.0	231	32.1	89	38.5	21	9.1	121	52.4
神崎町	5,733	0	0	0.0	14	24.4	0	0.0	0	0.0	14	100.0
多古町	13,904	0	0	0.0	47	33.8	4	8.5	8	17.0	35	74.5
東庄町	13,161	0	0	0.0	24	18.2	12	50.0	6	25.0	6	25.0
県全体	6,284,300	53	12,343	19.6	8,391	13.4	5,509	65.7	775	9.2	2,107	25.1

(注) 1 人口は、各年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

2 入院患者数について、千葉医療センター、木村病院、篠崎病院分は、関係書類の提出がなかったため計上していない。

表8－(1)－イ 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届(家 族等の同 意)	応急入院 届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成30年度	r39	—	r33	r4	0	85	0
令和元年度	r63	—	r55	r4	0	85	r1
令和2年度	70	—	57	6	0	93	1

※ その他は、転院許可申請1件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

法第23条に基づく警察官からの通報について、運用の適正化を図ったことにより、診察の必要がないと認められた者の件数が減少した。

表8－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成30年度	28	24	3	1	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	10	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	12	7	5	0	0	1	0	0	0	0	2
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	5	1	4	0	0	1	0	0	0	0	2
法第24条 検察官からの通報	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの通報	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表8－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病名 年度結果	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーションリテイ障害	知的障害	てんかん	発達障害	その他の精神障害	その他
				認	そ	ア	覚	そ							
				知	の	ル	せ	の							
				症	他	コ	い	他							
				F0		F1									
				F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15		F4	F6	F7	G40			
平成30年度	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
診察実施	要措置	5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	措置不要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名
 2 緊急措置入院中に措置解除措置解除となった者 0名
 3 その他には病名不詳を含む。
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表8－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和2年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0

表8－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和2年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1
訪問	5	3	2	0	0	1	2	2	0	10
電話	11	9	2	0	1	4	3	3	0	94

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

管内精神科病院において医療保護入院のための移送事務を行った実績はない。

表8－（3）医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

年度	区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成30年度		0	0	0
令和元年度		0	0	0
令和2年度		0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに、必要により、精神科医による定例相談を導入しながら、専門性の高いサービスを提供した。相談、訪問、電話、メール、いずれの対応件数も増加傾向にある。

表8－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1 木曜日	13：30～15：00	基本的には保健所（健康福祉センター）で実施するが、管内各町にて、各1回ずつ、出張相談を実施している。
毎月 第2 月曜日	14：00～15：30	
毎月 第3 金曜日	14：00～15：30	

表8－（4）－イ 対象者の性・年齢（単位：人）

区分	性・年齢	実数	性			年 齢					延回数
			男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成30年度		80	45	35	0	12	23	38	4	3	253
令和元年度		93	50	43	0	3	17	54	18	1	255
令和2年度		106	57	48	1	6	27	52	18	3	350
香取市		65	40	25	0	4	16	30	13	2	230
神崎町		7	5	1	1	0	0	5	1	1	27
多古町		6	1	5	0	0	2	1	3	0	11
東庄町		15	9	6	0	1	4	9	1	0	54
管外・不明		13	2	11	0	1	5	7	0	0	28
相談		62	31	30	1	4	14	33	8	3	156
訪問		44	26	18	0	2	13	19	10	0	194

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表8－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分 \ 性	計	男性	女性	不明
電話	1755	1057	677	21
メール	19	5	14	0

表8－(4)－エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

種別 \ 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談	
		関診する療科	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒								
平成30年度	253	104	5	80	16	8	0	1	0	0	10	2	0	0	27	
令和元年度	255	63	10	72	79	13	2	0	0	0	3	4	5	0	4	
令和2年度	350	61	20	79	116	10	15	0	1	0	10	3	31	1	3	
相談	計	156	18	12	27	59	3	3	0	1	0	8	3	20	1	1
	男	80	8	6	15	26	3	3	0	1	0	0	2	14	1	1
	女	75	10	6	12	32	0	0	0	0	0	8	1	6	0	0
	不明	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	194	43	8	52	57	7	12	0	0	0	2	0	11	0	2
	男	130	29	7	37	32	7	12	0	0	0	0	0	4	0	2
	女	64	14	1	15	25	0	0	0	0	0	2	0	7	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表8－(4)－オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別 \ 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整	その他
平成30年度	253	20	44	73	5	64	21	26
令和元年度	257	9	17	69	7	102	34	19
令和2年度	372	15	38	98	19	90	53	59

(注) 援助内容は重複あり

表8－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

	支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者	
合 計	0	0	0	
香取市	0	0	0	
神崎町	0	0	0	
多古町	0	0	0	
東庄町	0	0	0	

(5) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者自らが地域で支え合う仕組みを作るため、ピアグループ「レインボー」への支援を行った。

表8－(5)－ア 当事者支援の実施状況

(単位：人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
平成30年度	10	19	7	12	53	21	32
令和元年度	11	17	8	9	64	28	36
令和2年度	6	14	6	8	39	16	23

(6) 地域精神保健福祉関係

精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりをめざすことを目的に、委託先事業所と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を展開した。

表8－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議代表者会議（書面）	2月12日	13名	医療機関、福祉施設、行政等関係機関及び当事者
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会実務者会議（ZOOM）	6月26日	10名	〃
〃（zoom）	8月21日	12名	〃
〃（対面）	10月23日	17名	〃
〃（zoom）	12月17日	8名	〃
〃（zoom）	2月26日	9名	〃
香取市人権講演会	10月22日	32名	香取市職員
地域研修会	3月10日	18名	地域関係機関職員

表8－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内 容
		実件数	延件数	
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

表9－(6)－ウ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	8	0	0	8

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行なう。

表8－(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	0	0	0

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

9 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成23年度からインターフェロン3剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

表9－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
平成30年度	31	—	48
令和元年度	34	1	20
令和2年度	35	—	23
香取市	25	—	18
神崎町	3	—	1
多古町	2	—	3
東庄町	5	—	1

10 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

表10－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
平成30年度	—	—	—
令和元年度	1	—	1
令和2年度	—	—	—
香取市	—	—	—
神崎町	—	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—

1 1 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患（56 疾患）の患者に対し、医療費助成していたが、平成 27 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が施行され、厚生労働大臣の定める疾患に拡大された。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 1 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾 患 名		平成 30 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	1	1	1	0	0	0
5	スモン	1	1	1	0	0	0	1

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾 患 名		平成 30 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	726	774	844	576	55	110
1	球脊髄性筋萎縮症	3	5	5	4	0	1	0
2	筋萎縮性側索硬化症	3	5	6	4	1	0	1
3	脊髄性筋萎縮症	0	1	2	1	0	0	1
5	進行性核上性麻痺	4	4	6	4	1	1	0
6	パーキンソン病	120	117	123	86	7	15	15
7	大脳皮質基底核変性症	3	4	2	2	0	0	0
11	重症筋無力症	25	24	26	19	0	3	4
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	15	16	18	13	1	2	2
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	0	1	2	1	0	0	1
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	1	1	0	0	0
17	多系統萎縮症	10	12	10	5	2	1	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	24	24	27	16	3	3	5
19	ライソゾーム病	1	1	1	1	0	0	0
22	もやもや病	8	8	9	5	1	0	3
23	プリオン病	1	0	0	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	2	2	3	3	0	0	0
34	神経線維腫症	4	4	4	4	0	0	0
35	天疱瘡	5	4	5	4	0	1	0

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾 患 名		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	3	2	0	1	0
40	高安動脈炎	4	5	6	3	0	1	2
41	巨細胞性動脈炎	0	0	1	1	0	0	0
42	結節性多発動脈炎	1	1	2	2	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	9	9	13	9	1	0	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	3	1	0	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	3	3	3	0	0	0
46	悪性関節リウマチ	8	8	9	8	0	1	0
47	バージャー病	4	3	4	3	0	1	0
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1	1	0	0	0
49	全身性エリテマトーデス	54	57	58	40	3	9	6
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	23	25	26	16	2	2	6
51	全身性強皮症	22	21	22	16	1	2	3
52	混合性結合組織病	9	9	10	5	0	3	2
53	シェーグレン症候群	4	7	8	4	1	1	2
54	成人スチル病	2	2	1	1	0	0	0
56	ベーチェット病	14	15	17	11	0	4	2
57	特発性拡張型心筋症	17	16	18	11	1	3	3
58	肥大型心筋症	3	2	4	3	0	0	1
60	再生不良性貧血	9	9	10	7	0	1	2
61	自己免疫性溶血性貧血	2	1	2	1	0	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	14	15	18	8	2	3	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	1	0	0	1	0
65	原発性免疫不全症候群	6	7	7	6	0	0	1
66	IgA腎症	3	4	4	3	0	1	0
67	多発性嚢胞腎	2	2	3	2	0	0	1
68	黄色靭帯骨化症	5	3	5	2	1	1	1
69	後縦靭帯骨化症	32	37	40	27	5	7	1
70	広範脊柱管狭窄症	2	2	2	0	1	1	0
71	特発性大腿骨頭壊死症	11	13	14	12	1	1	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1	1	1	1	0	0	0
75	クッシング病	2	3	3	3	0	0	0

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾患名		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	3	3	1	1	0	1
78	下垂体前葉機能低下症	4	5	4	3	1	0	0
84	サルコイドーシス	11	13	14	10	1	1	2
85	特発性間質性肺炎	20	18	28	19	0	4	5
86	肺動脈性肺高血圧症	3	2	2	1	1	0	0
90	網膜色素変性症	13	13	13	8	1	3	1
93	原発性胆汁性胆管炎	6	7	7	3	1	3	0
94	原発性硬化性胆管炎	2	2	2	1	0	0	1
95	自己免疫性肝炎	5	5	4	1	0	2	1
96	クローン病	28	32	34	29	2	1	2
97	潰瘍性大腸炎	84	96	97	70	7	13	7
98	好酸球性消化管疾患	2	3	3	3	0	0	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	0	0	0
111	先天性ミオパチー	1	1	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	1	3	3	0	0	3	0
122	脳表へモジデリン沈着症	0	1	1	1	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	1	1	0	0	0	1
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	1	1	1	0	0	0
145	ウエスト症候群	1	1	1	1	0	0	0
156	レット症候群	1	1	1	1	0	0	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	5	3	5	5	0	0	0
163	特発性後天性全身性無汗症	0	0	1	0	0	0	1
188	多脾症候群	0	1	1	1	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	1	1	1	0	1	0	0
209	完全大血管転位症	0	1	1	1	0	0	0
215	ファロー四徴症	0	1	1	1	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	1	1	2	0	1	1	0
222	一次性ネフローゼ症候群	6	6	7	6	0	1	0
224	紫斑病性腎炎	0	1	1	0	0	0	1
225	先天性腎性尿崩症	1	1	1	1	0	0	0
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	0	0	0	0	0	0

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾 患 名		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
227	オスラー病	0	0	1	0	0	1	0
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1	0	0	0	1
246	メチルマロン酸血症	1	1	1	1	0	0	0
271	強直性脊椎炎	3	3	3	1	0	0	2
283	後天性赤芽球癆	2	2	2	2	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	1	0	0	0
296	胆道閉鎖症	1	1	1	1	0	0	0
300	IgG4関連疾患	4	5	5	3	1	1	0
306	好酸球性副鼻腔炎	12	15	18	11	1	5	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 1 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位 : 人)

年度	総数	香取市	神崎町	多古町	東庄町
平成 30 年度	1	—	—	1	—
令和元年度	2	1	—	1	—
令和 2 年度	2	1	—	1	—

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 1 - (4) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位 : 人)

区 分 年 度	支援計画 策 定 実施件数	支援計画 評 価 実施件数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
平成 30 年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 1 - (4) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
平成 30 年度	2	36	5	36
令和元年度	2	29	4	29
令和 2 年度	2	18	4	18

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 1 - (4) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

年度 \ 区分	月 日	主 な 内 容	職 種	人 数
平成 30 年度	4 月 17 日	訪問事例の検討	看護師	2 人
令和元年度	4 月 4 日	訪問事例の検討	看護師	2 人
令和 2 年度	—	—	—	一人

ウ 医療相談事業

表 1 1 - (4) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
—	—	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施なし

エ 訪問指導事業

表 1 1 - (4) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾 患 名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数	86	62	12
全身性エリテマトーデス	0	0	-
筋萎縮性側索硬化症	15	5	2
脊髄小脳変性症	9	2	2
パーキンソン病	33	23	4
特発性拡張型心筋症	0	0	-
大脳皮質基底核変性症	1	2	-
多系統萎縮症	16	10	1
全身性アミロイドーシス	0	0	-
多発血管炎性肉芽腫症	0	0	-
全身性強皮症	1	0	-
原発性胆汁性胆管炎	0	0	-
クローン病	0	4	-
潰瘍性大腸炎	0	0	-
進行性核上性麻痺	3	2	1
重症筋無力症	1	1	-
自己免疫性溶血性貧血	1	0	-
黄色靭帯骨化症	1	0	-
後縦靭帯骨化症	1	2	-
網膜色素変性症	2	1	-
先天性ミオパチー	1	0	-
筋ジストロフィー	1	0	-
球脊髄性筋萎縮症	-	3	1
類天疱瘡	-	1	-
持続性間質性肺炎	-	5	-
前頭側頭葉変性症	-	1	-
下垂体前葉機能低下症	-	-	1

オ 訪問診療等事業

表 1 1 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実 人 員	延 人 員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理 学 療 法 士 等	保 健 師	そ の 他
平成 30 年度	5	5	訪問リハビリ	—	—	—	6	5	—
令和元年度	9	9	訪問リハビリ	—	—	—	9	9	—
令和 2 年度	4	4	訪問リハビリ	—	—	—	4	4	—

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 1 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談者数 (延)	264	256	104
申請等	138	130	32
医療	42	34	23
家庭看護	47	62	31
福祉制度	31	22	10
就業	4	2	4
就学	0	0	0
食事・栄養	2	1	0
歯科	0	0	0
その他	0	5	4

キ 難病対策地域協議会

表 1 1 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内容
—	—	—	—	—

12 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。

問合せの多くは第二種施設からのもので、喫煙可能店とするための要件に関するものが多かった。

表12-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	34	8	26	0	0	0
令和2年度	34	0	32	0	0	2

表12-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件 数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0

13 市町村支援

主に、各市町の要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議への参加や介護保険、高齢者・障がい者福祉、地域包括支援に係る福祉業務における会議等に参加し、広域的な立場に立って、管内市町の事業の円滑な推進や向上が図られるよう支援した。

(1) 市町村への支援状況

表13- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
香 取 市	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	6	保	要保護児童・特定妊婦 の対策検討			
	地域包括支援セン ター運営協議会	3	課	運営方針・事業所の 認定・検討			
	地域密着型サービ ス運営委員会	3	課	実施体制の確保・サー ビス提供・事業評価			
	在宅医療体制構築 運営会議	3	次 課	基本的方針・実施体制 の確保・サービス提供 等			
	香取市・神崎町・ 東庄町（香取広域） 医療的ケア児等 支援の協議の場	1	保	基本的方針・実施体制 の確保・サービス提供 等			
	子ども子育て会議 （書面）	1	課	情報交換及び検討等			
	高齢者福祉施策等 推進会議	3	課	基本的方針等			
	地域自立支援 協議会（書面）	3	課	事業報告及び検討等			
	在宅医療ネットワ ーク推進会議	1	課	基本的方針・実施体制 の確保・サービス提供・ 事業評価			
	地域福祉計画推進 委員会（書面）	1	課	実施体制の確保・事業 評価			
健康づくり推進協 議会	1	次 栄	施策の取り組み状況等 事業報告				

神 崎 町	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	3	保	要保護児童・特定妊婦 の対策検討			
	健康づくり推進 協議会	1	次 保	基本的方針・実施体制 の確保・サービス提供・ 事業評価			
	自立支援協議会	1	課	事業報告及び検討等			
多 古 町	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	4	保	要保護児童・特定妊婦 の対策検討			
	自立支援協議会	3	課	事業報告及び検討等			
東 庄 町	要保護児童対策 地域協議会代表者 会議	1	課	運営方針及び役割、 講演、情報交換			
	要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	4	保	要保護児童・特定妊婦 の対策検討			
	自立支援協議会 (書面)	2	課	事業報告及び検討等			
	在宅医療・介護連携 推進事業研修会	1	保	基本的方針・実施体制 の確保・サービス提供 等			
	保健推進協議会 (書面)	1	医	事業報告及び次年度事 業計画等			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

1 4 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 4 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 30 年度	278	232	37	269	191	78
令和元年度	278	232	36	268	188	80
令和 2 年度	278	232	36	268	188	80
香取市	197	158	30	188	135	53
神崎町	15	13	2	15	6	9
多古町	35	32	2	34	29	5
東庄町	31	29	2	31	18	13

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 3 2 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

該当なし

表 1 4 - (2) - ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

(3) 児童福祉

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。

また、精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは、母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。

ア 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表 1 4 - (3) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
平成 30 年度	1 6 9	2 5
令和元年度	1 6 4	2 6
令和 2 年度	1 6 4	2 2
神崎町	2 9	5
多古町	7 4	7
東庄町	6 1	1 0

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 4 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
平成30年度	132	4	5	11	-	1	1	8	-	-	-	-	-	-	7	169
令和元年度	128	3	4	11	-	1	1	10	-	-	-	-	-	-	6	164
令和2年度	131	2	5	10	-	1	1	8	-	-	-	-	-	-	6	164

イ 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は養育者に対して、特別児童扶養手当を支給している。

表 1 4 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成30年度	162	29	8	44	84	4	-	77	95
令和元年度	159	26	7	48	81	6	-	80	88
令和2年度	161	25	6	48	87	6	-	79	93
香取市	128	15	3	37	77	6	-	58	80
神崎町	2	1	-	1	-	-	-	2	-
多古町	14	4	1	5	5	-	-	9	6
東庄町	17	5	2	5	5	-	-	10	7

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 4 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 30 年度	—	—	6,840	—	—	—	—	—	—	—	420	—
令和元年度	—	—	1,098	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	—	—	6,228	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香 取 市	—	—	6,228	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神 崎 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多 古 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 庄 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 4 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	平成 30 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 元 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香 取 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神 崎 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多 古 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 庄 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が家庭における児童養育等について相談に応じる。

表 1 4 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	小学生
平成 30 年度	43	20	21	2	0	41	2	0	0	中学生	—
令和元年度	11	1	1	9	1	10	0	0	0	高校生	—
令和 2 年度	9	3	0	6	2	7	0	0	0	その他	—

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

また、老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 4 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百 歳 者	左 の 内 訳	
		男	女
平成 30 年度	32	10	22
令和元年度	28	2	26
令和 2 年度	49	11	38
香 取 市	28	6	22
神 崎 町	5	1	4
多 古 町	9	3	6
東 庄 町	7	1	6

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 4 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 30 年度	15	756,700
令和元年度	13	611,000
令和 2 年度	9	470,000

(7) 障害者福祉

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

また、在宅の重度身体障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 1 4 - (7) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成 30 年度	104	4,978,075	—	—
令和元年度	102	4,991,050	—	—
令和 2 年度	111	5,471,125	—	—
香 取 市	93	4,593,150	—	—
神 崎 町	7	363,300	—	—
多 古 町	11	514,675	—	—
東 庄 町	—	—	—	—

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

表 1 4 - (7) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 30 年度	1	情報受信装置	8,100
令和元年度	—	—	—
令和 2 年度	—	—	—
香 取 市	—	—	—
神 崎 町	—	—	—
多 古 町	—	—	—
東 庄 町	—	—	—

ウ 障害者差別相談事業

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員を委嘱し、相談にあたっている。

表 1 4 - (7) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
平成 30 年 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	20
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	22
令和 2 年 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員として、適格者を委嘱している。

表 1 4 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 30 年度	10	8	7	25	11	14
令和元年度	10	8	5	23	12	11
令和 2 年度	10	8	4	22	12	10
香 取 市	5	5	4	14	8	6
神 崎 町	1	1	-	2	-	2
多 古 町	2	1	-	3	2	1
東 庄 町	2	1	-	3	2	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員は、障害のある人に対する理解を広げ、出来るだけ地域で解決することを目指した相談活動を行う、身近な第三者としての相談役としての役割を担っている。このために、障害者等が気軽に相談できるよう、地域社会との関係性の構築を図ることや相談実務に当たっての知識・技術を深めるために研修を行っている。

表 1 4 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 2 年度 (中止)		コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を実施している。配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表14-(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
平成30年度	42	38	0	31	7	7	0	7	35	31	0	24	0	0	0	0
令和元年度	28	25	0	25	11	11	0	11	14	14	0	14	0	0	0	0
令和2年度	47	43	0	42	20	20	0	20	27	23	0	22	0	0	0	0
区分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数												
				総数	通報											
平成30年度	0	0	2	0	0											
令和元年度	0	11	6	1	0											
令和2年度	0	20	12	0	0											

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者の援護

戦傷病者に対して、補装具等の支給(交付・修理)、相談員の委嘱等の援護を行い、もって戦傷病者の福祉の向上を図っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持する戦傷病者に対して、補装具の支給(交付・修理)、乗車券引換証の交付(変更)事務等を行っている。

表 1 4 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証(変 更)の交付
平成 30 年度	5	1	—	—
令和元年度	3	—	—	—
令和 2 年度	2	—	—	—
香取市	1	—	—	—
神崎町	—	—	—	—
多古町	1	—	—	—
東庄町	—	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族・戦傷病者の援護の相談及び必要な指導を行う、戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の委託に関する事務を行っている。

表 1 4 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	香取市	神崎町	多古町	東庄町	合計
戦没者遺族相談員	2	1	1	1	3(3町は同一人)
戦傷病者相談員	1	1	1	1	1(同一人)

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務等の適切な運営を図るため、管内市町に対し、2年に1回指導監査を実施し必要な助言を行う。

表14-(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成30年度	令和元年度	令和2年度
香取市	平成31年2月		中止
神崎町	平成31年2月		中止
多古町		令和2年2月	
東庄町		令和2年2月	

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

中核地域生活支援センター連絡調整会議については、新型コロナウイルス感染症の患者が増加していたことを踏まえ、同感染症の感染拡大防止の観点から中止した。なお、本年度は部会についても開催していない。

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法に基づき、事業の受託者と連携を図り生活困窮者の自立支援を行う。

表14-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分 市町村	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数 (一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業	その他	
平成30年度	6	20	5	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
令和元年度	6	15	6	4	1	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	-	-	-	2	-	-	2
令和2年度	6	111	23	18	12	-	-	4	-	13	8	-	2	12	-	-	4	-	13	-	-	6
神崎町	-	56	12	9	7	-	-	2	-	6	7	-	1	7	-	-	2	-	6	-	-	4
多古町	-	38	11	9	5	-	-	2	-	7	1	-	1	5	-	-	2	-	7	-	-	2
東庄町	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
圏域外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※プラン期間中の一般就労を目標にしている